

# 総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成30年12月18日(火)

開会 13時00分

閉会 14時55分

2. 場所 第1委員会室

3. 付議事件

①二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第59号）

②特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第60号）

③職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第61号）

④二宮町税条例の一部を改正する条例（町長提出議案第62号）

⑤閉会中の継続調査について

4. 出席者 二宮委員長、坂本副委員長、善波委員、羽根委員、杉崎委員、大沼委員、根岸委員、野地議長

執行者側 ①～③町長、副町長、政策総務部長、総務課長、庶務人事班長  
④町長、副町長、政策総務部長、戸籍税務課長、課税班長

傍聴議員 6名

一般傍聴者 なし

5. 経過

---

## ①二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 （町長提出議案第59号）

### <補足説明>

なし

### <質疑>

大沼

任期付職員の採用ということだが、よく分からないので教えてほしい。現にその役職があるのか、今後あるとしたら、どのようなものが想定されるのか。

庶務人事班長

今回条例改正をお願いしている部分だが、高度な知識を持たれている方を任期付で採用する際にこの給与表を適用させることとなる。こちらに適用される主な方については、例えば弁護士であるとか、公認会計士など、本当に専門的知識を有する方を任期を定めて採用することになった場合に適用される形になる。現状においては、こちらの部分に適用さ

れている者はいない。

杉崎 任期付職員が弁護士とかいう説明があったが、1号から7号まであるわけで、こういう経歴というか、肩書を持っているとか、そういう決まりがあるのか。

庶務人事班長 一般職との均衡を考えて、どの号給を適用するかを決定していく。

杉崎 すると、こんなに1から7まで決めなくとも、3段階くらいで済むのではないか。7段階とした理由は。

総務課長 国の方でこのような形になっているため、二宮町では実績が無い形で導入するので、そちらをそのまま適用させていただいている。

休憩 13時05分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 13時05分

#### <討論>

なし

#### <採決>

委員長 それでは議案第59号を採決する。原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第59号は可決と決定する。以上で議案第59号の審査を終了する。

---

## ②特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第60号）

#### <補足説明>

なし

#### <質疑>

善波 3月まで3割カットということで、改選前に残業手当の問題で、三役が責任を取る形で、他市町の状況を鑑みたということであるが、新しい議員もいるので、その状況の説明を。あと、金額的なもので判断するのか、3割を3月まで、どのような基準で出しているのか。

総務課長 時間外手当の未支給の責任の所在を明らかにするということで、町長、副町長、教育長の給料30%カットということで、今回は町長の11月の任期満了ということで、10月・11月の2か月分ということで対応させていただいた。3割については、他市町村の状況を見て、勘案した中で決めたという率である。ただ、その時は任期が限られていたので、まず任期中ということで、対応させていただいた。今度は町長の方で1月から3月までについても引き続き減額させていただきたいということで、今回の議案となっている。

善波                    その部分は理解できるが、金額的に3月まででここで終わるのか、年度だから3月までと区切ったのか、そのへんがちょっと。3月までだとトータルでいくらになるのか。そこで区切りを付けるのか。それともこれがまだ続くのか。

総務課長                金額は、2か月つまり10月から11月までは118万7,400円を減額。今後、1月から3月までは178万1,100円。この合計が290万円。これが減額のトータルである。

政策総務部長          この減額がどこまでという話だが、やはり先ほど申し上げた通り、明確な基準というものは無いので、近隣の対処事例を見ながらということで、町長と相談して決めさせていただいた。近隣の事例としては、1か月、3か月、6か月といった流れがある。減額については、金額というよりは割合であって、10%であったり、15%、30%という割合があるので、今回は任期満了期日ということもあったので、まずは2か月。それであと3か月間ということではいかがでしょうかということである。

善波                    基準は理解できたが、こちらから責任を取れという話ではなくて、自主的に三役さんの方で取ったことだから、3月まで5か月で、ここで区切りをつけるということか。

政策総務部長          ここで区切りをつけて5か月ということである。

大沼                    この給与改正が、時間外未払いの始末のためというか、いわば罰金みたいなものなのかなというところだが、例えば交通違反などでも罰金を払えば済むという話ではなく、やはり二度と起こさないような対策が必要なのかなということである。政策総務部長以下、議会の中で話は聞いてはいるが、町長からの話は聞いたことが無かったので、この場で伺えればと思ったのだが。

町長                    この位置付けというか、ひとつは今回の、今まで30年以上続けてきたことに対する責任の取り方として、こういう形で町民の皆さんにしっかりお示ししたいということで、まずはちょうど選挙があったので、任期の間、責任を明確にする、そして今回、再選された中でも1月から3月までの3か月間はこういう形で、2度とこういうことが起こらないようにしていくという戒めになるということで、三役で責任を取らせていただいた。金額とか多寡とかの話もあるが、金額云々よりも、今後どういう形で対応していくかということが重要だと思う。これはひとつの責任の取り方であって、もう一つの責任の取り方としては、残業を減らして働きやすい職場にしていくといった部分で町民の方に税金をお預かりしているわけだから、そのへんを責任を持ってお示ししていくことが重要だと考えている。

大沼                    今までの話の中で、240時間の上限という話が特に取沙汰されるという形で、議論が進んできたところではあるが、240時間自体も、町長の

言葉のように残業時間ということの中で、しっかり管理されていくということで、聞いて安心した。

羽根 何点か質問させていただく。期末手当支給月数の割合の平準化というのは、何かの規定によってすることになったのかということと、給料が3割カットされるということだが、期末手当については、そういう考えはされないということで現状通りなのかということが二つ目で、これはいつの分の期末手当で、平準化のことなのか、12月と6月ということだと思うが、いつの分のことなのか。

庶務人事班長 期末手当の平準化の理由は、職員も同様だが、人事院勧告で期末手当、勤勉手当の平準化というものが示されている。国においても特別職の職員も一般職の職員と同様に平準化を行っているところである。この部分の適用に関しては、4月1日から平準化するというので、今年分については現状通りの支給率で支給を行うということである。

総務課長 期末手当の関係だが、この30%カットは影響しない。

羽根 4月1日からの支給月は6、12月ということによろしいか。来年の6月・12月ということ。一般的に社員だと、給料が下がった場合は、賞与もカットするということになる。賞与については今まで通りということなのか。その根拠はどのように考えるのか。

総務課長 職員の処分が行われた場合、月例給が何%カットということで、賞与には影響しない。それに準じた形で今回は給料だけという対応となった。

根岸 三役のカットということは、今回、町長が再任されたあと、三役合意の上で、話し合われて同意の上でやるのか。善波委員からもあったように、5か月分とか3割という基準とか計りかたが、私も持てないままにしている。期間の適当性というか、2か月ではだめだったのか。過去にこのような給与カットの事例というものはあるのか。

町長 三役で相談したと言うよりも、まずは私の方針である。それに三役同意をいただいて、今回決めましたということ。

政策総務部長 5か月3割、2か月ではいけないのかとか割合・期間の話があったが、このへんをどう決めていくか、先ほど話した通り、職員の懲戒処分とは異なり、基準というものは明確には無い。そうすると近隣の状況、起きた事実の重さによって、似たようなものを取って判断していくということ。それで2か月ではいけなかったのかということだが、以前にもお話したところではあるが、県内では三浦市で、マラソン大会における不適切支出とか、3月の30%カットということがある。今回は5月30%と考えた基準というのは、それだけ今回の問題が大きいものであるという判断の中でと承知しているところである。町としての事例は、二宮町では、桜美園の関係で、このような減額措置を行ったと記憶しているが、具体的な割合については、今、具体的な数字が無いので分からない。条

例の経過で見ると、10%町長が6月、助役が3月というような減額事例がある。

根岸                   よく覚えていなかったが、その時もある程度差を付けたわけである。三役の同意の部分だが、9月議会だったが、三役がお立ちになって頭を下げられたりして、三役の姿勢というところでよく分かりやすかったし、私自身は早い対応ということで、いいと思いますということで賛成したが、今回は議会の途中から、副町長・教育長が替わるかもしれないというところで、それはまだはっきり分からないが、お三方が新しくなるのかそのままなのか、分からないままでの3人の同意というのは無くてもいいものなのか。私としては、今度臨時会もやるので、はっきり決まった後での臨時会のところでも、この審査を継続してでも、もう少しその時点で決めても良いのではないかと。責任の取り方ということで今回示されるので、考え方を。

町長                   私としては、これは継続している事案であると思うし、その中で再選後の議会の中で、今ある三役としての責任を町民に示すべきだろうということである。そういうことで、同意というか、9月議会の時と考え方は変わってはいない。そういった形で町民に責任の所在を一定程度明らかにしていくということ。

副町長               今回はたまたま改選の年にぶつかったということ。改選が無ければ、9月の段階で半年とかいう流れになったのかなど。2回にわたったのは、改選があったからということ。

根岸                   改選があって、今回新たな三役提案というのもありそうですので、町としてはもう少し審議をきちんとした形の中で、決めていっていいのかなということ。

坂本                   このようなことをする必要は無いと思う。たまたま改選があったからとか、流れがそうだとかになっているが、私が言いたいのは対策だ。これの方がよほど大変だ。時間がかかると昨日も話したが、責任として減額するなどまったく必要ない。それよりは皆で何とか正常になる方法を、死にもの狂いで早く見つけて、もちろん皆の意見が吸い上げられていると思うが、そちらの方がよほど町民へのお詫びになると思う。減額したところで、町民はそんなに感じない。そういう私の意見に対してどうなのか。

町長                   今回、これを示すのは、あれだけ大きく報じられて、町民に対して一定の責任の所在を明確にしていくというのは、選挙の時期だからということではなくて、やらざるを得ないと判断したので、任期が続いていけば、いっぺんに6か月とかやったところだが、今回は分割という大変だが、やはりやらざるを得なかったと思う。ただ、これを多い、少ない、全額返せばいいではないか、1年間給料もらうなどか、そういう意見があると思うが、私はその多寡ではないと思う。これをいくら返したからどうではなくて、一応そういうところでは責任を示して、これからの対策

が本当に重要で、今回ヒアリングが早急で短いのではないかという意見もあると思うが、担当、総務が全員かかりきりになって、丁寧に一人ひとりの職員の現状・働き方その他のことも含めて丁寧にヒアリングしているの、それを行政の制度として、しっかり次につなげていくかということを経営してやっているの、本当にこれからの対策と、それを町民に見ていただくことが何よりも大切であると思う。この議案で十分なのかそうでないのか、正直なところ答えは出ないと思う。今、考えられる中での一定の責任の取り方と、今後向かっていくところを町民の方にしっかりと説明していきたい。

坂本                    まあそういうご意思だから、それはそれで尊重するが、では副町長、教育長を道連れにしないで、自分だけで責任を取った方がよほど価値がある。私はそう思うがどうか。

副町長                この関係について、一番責任があるのは私かなと思った。私は現役時代にそれを知っている。それをそのまま引きずってきてしまった。その職員の時の気持ちをいつの間にか忘れていたというところで責任を感じたので、その話があったときは、ぜひそれをやるべきですということで、今回の話には同意した。

坂本                    一緒にいたから知っているが、最後の責任は町長だ。長尾副町長を雇ったのも町長だ。いくら罪があると言っても、一緒にかぶせるということにはならない。要はその効果である。町民がどう思うか。当然この発表があれば声があると思う。よく責任を取ってくれたという人もいれば、どういうふうになるか分からないが、このやり方には反対だ。

野地                    確認も合わせてだが、今回の改正は人事院勧告に基づくもので、来年度、6月12月の期末手当を同じ割合にしますよという条例改正だと思っている。特別措置として、たまたま三役の30%減が付いてきているということ。提案理由についても、責任云々ということは一切無いのだが、これを別建てというか、来年からの条例は条例、プラス特別措置としての期限限定の条例、そういう二つに分けて、きちんと町民に示すということではできなかったのか。あるいはできないものなのか。

総務課長              ひとつの条例の中でふたつのことを決めている形になっている。ひとつの条例なので、審議とすれば、1回でやらなければ、条例改正の手続き上、1回でやるものと、1本で出させていただいた。

野地                    であるなら仕方無いとは思いますが、町民に対する、ここでは責任しか出ない。期末手当を1本化するという議論にはならない。あくまで、この委員会での審査も、三役の責任に対することしか質問が出ない。町民に対しても、それをアピールするしかないと思うが、人事院勧告に基づくものですよということで、ああそうになってしまうので聞いているのだが、30%の減で責任を取りますよと、町民にどのように伝えていくのか。あと、3月までなので自然とこの特別措置は消滅すると、もしくはまた3月末において条例改正しなくてはいけないのかを聞きたい。

総務課長

提案理由の方では、確かに期末手当の月数の平準化と共に、給料月額を引き続き減額するためということで、具体的に時間外の責任を明らかにするためにという、前回の言葉は無い。ただ、内容的には引き続きということで、そのためのものということで、提案理由はこのように形にさせていただいた。あと、3月末でこの期間が終わると、この措置は自動的に消滅する。

休憩 13時31分

(傍聴議員の質疑：露木議員)

再開 13時42分

### < 討論 >

大沼

賛成の立場で討論する。今回の元になってしまった時間外未払いの件で、一番の問題は、町のイメージが損なわれたということだと私は感じている。その中で悪しき慣例が撤廃されたこと、あとはそれに基づいて改善を町長が約束していること、この町のイメージを取り戻すよう努力をしていただくこと、これについて給与の30%減額ということは、町民に対しても説明していく中で必要な配慮であり、また今後の改善というか、よりよい運営を期待する中では、ひとつのけじめがあってしかるべきと私は考えている。

### < 採決 >

委員長

それでは議案第60号を採決する。原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数 4 : 2)

賛成：善波・羽根・杉崎・大沼

反対：坂本・根岸

挙手多数である。よって議案第60号は可決と決定する。以上で議案第60号の審査を終了する。

---

## ③職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第61号）

### < 補足説明 >

総務課長

資料3の新旧対照表と、本日配付した「二宮町職員の時間外勤務手当の支給に関する規則」(案)の二つの資料を元に説明する。まず資料3、第1条関係は、人事院勧告に基づき、勤勉手当の支給率を100分の5か月分プラスするとともに、2ページから11ページにかけ、給料表を改正するもの。12ページ、第2条関係は、右側の改正前の第10条第1項における時間外勤務手当の支給率は、100分の125と深夜勤務した場合の100分の150の2パターンだったが、左側の改正後は100分の125から100分の150までの範囲内において支給率を設定し、その支給率については、規則に委任するもの。本日配付の「二宮町職員の時間外勤務手当の支給に関する規則」(案)中、第2条第1号に規定する100分の125は、正規の勤務時間が割り振られた日、いわゆる平日に時間外勤務を行った場合の支給率である。第2条第2号に規定する100分の135は、いわゆる週休日、土日に時間外勤務を行った場合の支給率。第2条第3号

に規定する 100 分の 25 については、新旧対照表の 12 ページに戻って第 10 条第 2 項の関係は条文が分かりにくいので、口頭での説明となるが、週休日である土日に勤務した場合には、振替休暇を取得する。1 週間の勤務時間は月曜から金曜までの 5 日間で、1 日 7 時間 45 分×5 日分で 38 時間 45 分となっている。例えば、日曜にイベントなどで出勤した場合、その週に振替を取れば、その週の出勤は 5 日間分に納まるので、時間外は発生しない。一方、次の週以降に振替を取る場合は、その週の勤務は日曜日分がプラスとなるため 6 日分となり、1 日分がオーバーするので、時間外が発生する。ただし、遅れて振替休暇を取るため、通常勤務に当たる 100 分の 100 を除いた時間外の割増分に当たる 100 分の 25 を支給することになる。新旧対照表の第 3 項から 13 ページの第 6 項までは、引用条文等の整理を行うもの。14 ページ、第 3 条関係は、人事院勧告によるもので、期末勤勉手当の支給割合が 6 月と 12 月で異なっていたのを平準化するものである。

### <質疑>

野地

案の (3) の 100 分の 125 についてもう少し説明してもらいたいが、翌週に振替休日を取る。可能だと言ったが、休日出勤の振替休日を 1 週間後でも取ってもいいよということは、2 週間後でも 3 週間後でもいいのか、1 か月後でもいいのかというのがひとつ疑問である。基本的には、休みが少なかった分、体を休めて下さいねということで振替休日。振替休日を取らなくても、必要とあれば有給休暇を取ればいいという考え方もあって、町としては、それをどう指導していくか。どのような形で休日出勤された方に対してアドバイスしていくのか。

総務課長

振替休暇の期間は、町規程の中で休日勤務する前 4 週、後ろ 8 週の期間で取得することとなっている。振替休暇でいくのか有給休暇でいくのかということだが、週休日、その週の中で休ませるべき日が決まっているので、振替休暇優先で取得してもらうよう指導している。

野地

指導するのはいいが、個人としては休日出勤で手当が付き、休みが取れなかったら有給取ればいいという考えを否定するわけではないということか。それは個人の意思に任せるということか。それとも、強制的に振替休暇を取得させるのか。

総務課長

最終的に強制というわけにはいかないし、強制はしていない。しかし、振替は優先して取得するべきという考えである。

根岸

人事院勧告に基づいているところとそうでないところは。第 2 条は町で作ったのだと思うが、これで休みが増えてくるであろうと言えるものなのか。

庶務人事班長

人事院勧告に基づいて決めた部分については、期末勤勉手当の額の変更、今回お示しした第 1 条関係と第 3 条関係の部分が人事院勧告によるものとなる。休みが増えるということではなくて、その部分では変わりはない。



- 根岸 第2条の、時間外手当のところから発生していると思うが、なぜこれが出ているのかということと、これによって変わることは。平易な言葉で教えてもらいたい。
- 総務課長 第2条の関係は、色々調べる中で国の関係であるとか、他市町村を調べる中で、こういった規定を二宮町でも載せて改正させていただこうということ。今までと変わる部分は、土日週休日に勤務したときに、時間外勤務の支給割合が100分の135になる。今まで125だったのが135になるということ。あと、先ほどから説明している振替休暇を取った場合に、時間外の割り増しの25が加算されると。大きくはその2点となる。
- 根岸 土日出勤の条件も、二宮町は他市町村より悪かったということか。
- 総務課長 今までは100分の125で対応していたのが、土日出勤の135になるということである。
- 坂本 町のイベントとか、日曜に行く行事があって、そこに職員が動員されれば代休がもらえる。それは前からやっている。それまであまり感じてこなかった、町民目線で見れば、感じるようになる。正常にやっているからいいのだが、その時の町民の役員、ボランティアがほとんど。その人たちはどういう目線で見るとということ。役場はいいじゃないか、金もらっているんだからと。町民はボランティアだという議論が起きないかという心配がある。そのへんのことも気遣いながら、色々な対策を練るといいと思うが、要するに職員を、きちんと正常化させていけばいくほど、その反対側の町民がいるということが、それをどう扱うのか、団体への補助金も縮減される中で、そのような議論が出やしないかと思って、心配して一言言った。
- 羽根 提案理由で、「案」というのは、どの部分に紐づいているものなのか。人事院勧告に基づく部分とそうでない部分の区別がつかない。
- 庶務人事班長 時間外の関係で、提案理由のところ、「人事院勧告に基づき、給料表及び期末勤勉手当等の支給割合等の」ということで、表現させていたでいる。その中に、今回の時間外手当のことを入れている。あくまでもメインは人事院勧告に基づく期末勤勉手当と給料表の改定である。
- 羽根 支給割合等にこの「案」を含めて提案されているということか。
- 庶務人事班長 この「案」で示しているのは、条例に付随する規則なので、今回の条例改正とは別物とお考えいただきたい。
- 総務課長 条例は議会の審議案件だが、規則は執行者側の決裁ということで対応させていただくもので、今回この規則を見ないと中身が見えない部分があるということで、資料として提出したものである。

杉崎                    これは消防職員には当てはまらないものなのか。

庶務人事班長        消防職員も該当する。

杉崎                    すると第 10 条の左側、100 分の 125 から 100 分の 150 の間規則で定めるもので、規則というのがこの「案」。すると 100 分の 135 に 25% を加算した額という計算なのか。10 時から 5 時までは。深夜は生きているということだから。

総務課長            先ほど、分かりやすいかと思って、週休日の事例を出したが、消防の場合は特別な勤務形態である。決して土日ではなくて、その割り振りの中でやる。夜間は 25% 増しなので、消防の勤務している日は週休日ではなく勤務日なので、125+25 で 150 ということである。

休憩    14 時 04 分  
(傍聴議員の質疑：渡辺議員)  
再開    14 時 10 分

#### < 討論 >

大沼                    賛成の立場で討論する。今回の給料の改訂で、少し上がることになると思うが、情報としては正しいか分からないが、一般の方の年間平均所得が 536 万円ということで、町の平均が 560 万円で、上場企業の平均が 580 万円で、町職員の給料は決して安いものではないので、職員の皆さんしっかりと町のためにがんばっていただくようお願い申し上げます。

#### < 採決 >

委員長                それでは議案第 61 号を採決する。原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。  
(挙手全員)  
                             挙手全員である。よって議案第 61 号は可決と決定する。以上で議案第 61 号の審査を終了する。

休憩    14 時 10 分  
再開    14 時 20 分

---

### ④二宮町税条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 62 号）

#### < 補足説明 >

戸籍税務課長        全部で大まかに 3 つあり、最初に①ということで町民税関係の改正になるが、地方税法の改正により、来年度の課税分から配偶者控除、配偶者特別控除の取扱いが改正されることに伴い、併せて今までの「控除対象配偶者」というものの定義が改められ、今まで、控除対象配偶者と定義されていた内容のものは、今度は、「同一生計配偶者」という名称に変わり、関連する条文中の名称を変更するもの。町の条例での該当箇所としては、個人均等割の非課税について定められている第 9 条の 2 において控除対象配偶者という言葉が使われているため、これを同一生計配

偶者と改める。続いて②の法人町民税については、地方法人課税の偏在を是正するため、法人町民税法人税割の税率を引き下げる内容。法人住民税は、大企業が都市部に集中していることにより、地方との格差が拡大していることを受けて、法人町民税の一部を国税化して、いったん回収して交付税として市町村に再配分するもの。適用は、消費税が10パーセントに引き上げられる31年10月1日より適用となり、町の条例では、法人税割の税率についての第13条において既定されているので、100分の9.7を100分の6.0に改めるもの。最後③は固定資産税の関係で、附則第15項において、公害防止設備と再生可能エネルギー発電設備にかかる償却資産の課税標準の特例措置で通称「わがまち特例」といわれるものに関わる改正である。地方税法の改正により、特例期間が2年間延長され、平成31年度の、平成32年3月31日までに取得された資産が対象で、3年間軽減されるもの。昨日の議案上程の際は、新規の条項を入れ替えるとかの手法などを含めての説明であり、複雑で分かりづらかったと思われるため、この資料では、改正後どのように整理されたのかを、表にまとめさせたものを本日配付している。わがまち特例は、従来は一律で定められていた特例措置を、一定の範囲内で各自治体独自で決定できるもので、今回延長される中で、特に再生可能エネルギー発電設備については、表の4段目の第4号から順に記載されており、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの順で載っており、またその下に同じように繰り返して太陽光からバイオマスまで記載されているが、今回の改正から大きい設備と小さい設備に、分けられ適用されるようになった。この中から今回、二宮町としては、「※」印の付いている太陽光の設備については、表の下に記載した通り、昨年度実施された町の温暖化対策事業化実施研究会の提言に基づいて、再生可能エネルギーの導入促進を図り、支援策を拡充するため、まずは最も導入できる可能性が高い太陽光発電設備に対し、表の4段目記載、第4号の現行の出力が1,000kw（キロワット）未満の設備については、改正前の特例は、国の基準どおりの課税の元となる課税標準額を3分の2とするものだったが、今回は参酌基準の最大限の2分の1を適用して課税標準額を半分にする。そして、今回新たに加わった、表の中ほど9段目の第9号の出力が1,000kw以上の太陽光発電設備についても、参酌基準の最大限の12分の7を適用することとしている。他の再生可能エネルギー施設等については国の基準通りでの改正をさせていただくもの。

### <質疑>

杉崎

これには関係無いが、②法人町民税だが、6.0で変更で、「減収分は国税化され」とあるが、すると国税の法人税割が上がるということか。

課税班長

今回、税率が9.7から6.0に下がるが、その部分については国の方で地方法人税という名称で国税化する措置があり、その差額分を最終的に地方交付税の原資に繰り入れるという流れになっている。

杉崎

すると9.7から6.0となって、金額だけを国が地方交付税で見つけてくれるということか。すると市町村で異なるということ、二宮が減った分は交付税で見るとということか。

課税班長            その通りである。

根岸                太陽光発電の部分で、支援策を拡充するためということで、参酌とその決定した割合だが、1,000kwもそれ以上も3分の2を参酌して2分の1とした根拠とか、4分の3を参酌して12分の7とした根拠とか、何かあるのか。あと、町内の具体的な施設があれば教えてほしい。

課税班長            こちらの表の太陽光設備の欄だが、表の特例割合の一番左部分だが、ここは課税標準額をそれぞれ2分の1にする。1,000kw以上については課税標準額をそれぞれ12分の7にするということになっていて、その隣にカッコで3分の2を参酌して、と続いているが、その後2分の1以上、6分の5以下で市町村の範囲でとなっているので、その中で最大限、税として減額を見させていただこうという内容で、この基準の率を使っているもの。現在、町内において再生可能エネルギー発電設備については、太陽光の発電設備を資産として申告している方が1件。

根岸                現在1件の具体名は分かるのか。それと32年3月31日までの予定者も分かるのか。

課税班長            個人名になるので、具体的にどなたがということは申し上げられないが、現在30年度で適用している方については個人の資産を元に減額措置をしている。予定については、ここで12月に償却資産申告書を事業者に送付しており、年明け1月31日が提出期限となっている。今回の法律の改正は、平成30年4月1日から取得された資産が対象になっているので、その申告書の中に対象者がいる可能性はあるが、現段階では確認できない状況である。

根岸                対象事業者の範疇はこの前と一緒か。

課税班長            太陽光発電設備だが、平成30年3月31日までの前回の改正から、支援事業の補助金を受けて取得した事業所で、売電していない発電設備という要件が変更されている。それまでは売電しているというのが要件だったが、前回の改正以降は売電をしていない発電設備ということになっているので、基本的には法人であれば自社の設備で太陽光設備を付けて、そこで自社で使う電力で賄うという申告の内容になると思われる。

大沼                表の「参酌して」の、参酌する基準は。あと「市町村条例で定める割合」ということだが、条例の存在が分からないので教えてほしい。

課税班長            参酌は、法律上は特例割合の左側に書かれている割合。こちらを基準としてうたわれている。その中で市町村の条例を定める範囲の中で例えば2分の1以上、6分の5以下の中で自由に市町村の判断で制定できる割合の地方税法の規定となっている。

大沼                地方税法で決まっているということだが、参酌を1社について事例が

あるということだが、それについて参酌はされていないということか。

課税班長 30年の現時点で対応している事業者については、第4号の1,000kw未満の部分となっていて、こちらは3分の2を採用している。

大沼 参酌をしていないということか。参酌しているならその基準は。条例で定めるということで、自由に決められるというのは、それは条例にいるものなのか。

戸籍税務課長 今回、太陽光に限って「わがまち特例」があって、参酌基準があって、本来国で定めた基準がこれなのだが、この中でここからここまで選べますよというふうになっている。今回の太陽光については、先ほどの研究会の提言もいただいているし、環境問題に取り組んでいただきたいということで、参酌基準もある程度幅がある中で、今回は最大限、減額させていただきたいということで、1番の最大限のものを使っている。参酌基準の中で、町が自由に決められるということである。その中で今度4月1日の税金をかける時に、そのような設備ができた場合は、最大限のところを生かして環境問題に取り組むということ。

休憩 14時36分

(傍聴議員の質疑：渡辺・一石・松崎各議員)

再開 14時45分

#### <討論>

なし

#### <採決>

委員長 それでは議案第62号を採決する。原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第62号は可決と決定する。以上で議案第62号の審査を終了する。

休憩 14時45分

再開 14時52分

---

#### ⑤閉会中の継続調査について

委員長 所管事務調査事件名について、閉会中の継続調査とすることについて、当委員会に先立ち、12月14日に勉強会を開催し、課題を検討した。各委員から出た件名として、「新役場庁舎建設について」とする意見が多く、それを所管事務調査事項としたいが、異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、これを閉会中の継続調査事項とする。

これをもって、閉会とする。

閉会 14時55分